

Ⅱ．特記仕様書

第 1 章 配水ポンプ室築造工事（土木工事）

第 1 節 適用の範囲

本章は、配水ポンプ室築造工事（土木工事）に関する特記仕様書である。
なお、I. 総則と重複する項目については、本章の特記内容を優先するものとする。

第 2 節 鋼矢板圧入工事

（1）対象鋼矢板

F S P - III 型

L = 7.0m

N = 170 枚

（2）工法

無振動無騒音工法

（3）対称土質

粘性土

N 値 0～3

第 3 節 地盤改良工事

（1）対称土質

粘性土 N 値 0～3（平均 2）

（2）工法

高圧噴射攪拌工（二重管工法）

削孔長 5.45m

注入長 1.50m

第4節 土 工 事

I. 総則 第2章 第4節による。

第5節 コンクリート工事(工事全般共通)

(1) レディミクストコンクリート

本工事に使用するコンクリートは、原則としてJ I S A 5308 (レディミクストコンクリート) とし、工場は、J I Sマーク表示許可工場で、かつ、コンクリート主任技士、または、コンクリート技士の資格をもつ技術員のいる工場から選定する。

(2) コンクリート用材料

a) セメント

セメントは、J I S R 5211 (高炉セメント) を用いるのを原則とする。

その他のセメントを使用する場合は、十分に調査・試験をしたうえで、使用の可否を判定しなければならない。

b) 骨 材

骨材は、コンクリート標準示方書(土木学会)に準ずるものを使用し、粗骨材最大寸法は、25mm(または、20mm)以下とし、かつ、鉄筋・P C鋼材・シースの間を容易に通過するものを使用しなければならない。

c) 混和材料

混和材料を用いる場合には、事前に監督員の許可を得て、かつ、混和材料の種類・品質及びその使用方法については、事前に監督員の承認を得なければならない。

d) コンクリート仕様

R C各部のコンクリート仕様は、次のとおりとする。

	設計基準強度	スランプ	骨材最大寸法
鉄筋コンクリート	24 N/mm ²	12±2.5cm	20 or 25 mm
無筋コンクリート	18 N/mm ²	8±2.5cm	40 mm

(3) コンクリートの配合

コンクリートの配合は、所要の強度・耐久性・水密性・及び、作業に適するワーカビリティを確保できる範囲内で、単位水量をできるだけ少なくすることを原則とする。また、あらかじめ、試し練りを行い、監督員の承認を得なければならない。

(4) コンクリートの試験

上記コンクリートについては、下記の試験の他、工作物申請確認済証等に記された試験を行わなければならない。

a) スランプ試験

スランプ試験は、現場において、ミキサー車から直接採取したもので行わなければならない。

b) 圧縮強度試験

コンクリートの圧縮強度試験は、JIS A1108(コンクリートの圧縮強度試験方法)により、材令7日・28日の圧縮強度試験を、側壁のコンクリートについては、プレストレス導入時・材令7日・28日の圧縮強度試験を行うものとする。

圧縮強度試験用供試体は、打設中のコンクリートから、各々3本の供試体を採取し、プレストレス導入時、並びに材令7日については、打設したコンクリートと同じ状態で養生し、材令28日は、標準養生とする。

(5) コンクリートの打設

プレストレストコンクリートにおいては、高強度のかた練りコンクリートであ

る為、必ずバイブレーターを使用し、ポンプ車によりコンクリートを打設する。
なお、コンクリートの打設に当たっては、下記に十分注意しなければならない。

- a) コンクリートの打設は、片側から順序よく打設する。
- b) バイブレーターは、長時間シースに当てないようにする。また、バイブレーターのかけ過ぎのないように注意する。
- c) 底版のコンクリートは、原則として1回打ちとする。なお、打継目を設ける場合は、別途計画書を提出し、監督員の承認を得なければならない。
- d) P C鋼材の端部は、はらんだり、角度変化が起こらない様にし、碇着具の接するコンクリート面は、平滑に仕上げなければならない。
- e) 打継目は、できるだけ90度とし、コンクリートの打設にあたっては、あらかじめゆるんだ骨材、レイトンス、雑物を取り除く。

(6) 養生

コンクリートは、打設後、表面を荒らさないで作業ができる程度に硬化してから、コンクリートの露出面を、養生用マット、布等をぬらしたもので覆うか、または、散水を行い、湿潤状態に保たなければならない。また、硬化初期のコンクリートが、有害な振動や、外力による悪影響を受けないようにするとともに、コンクリート打設後少なくとも1日間は、その上を歩行したり、作業をしてはならない。

やむを得ず歩行したり作業を行う必要がある場合は、監督員の承認を受けなければならない。

第6節 型枠工事（工事全般共通）

(1) 型 枠

型枠は、設計図書に示されたコンクリート部材の位置、形状及び寸法に正しく一致させ、コンクリートの側圧・打設時の振動・衝撃に耐え、かつ、コンクリートが、所定の寸法、公差をこえるひずみ、狂いなどが生じないような構造としなければならない。

(2) 型枠の材料

型枠の材料は、メタルフォーム及び合板を使用し、側壁工事の場合、セパレーター等により、形状を正確に保持する構造としなければならない。

特に、メタルフォームは、変形・錆等の無いものを使用し、構造物の外観を害さないようにしなければならない。

(3) 型枠の組立及び取り外し

型枠は、設計図書に示された、位置、形状及び寸法を満足するとともに、コンクリート打設時に、移動しないように所定の位置に、堅固に組み立てる。

型枠の取り外しは、原則としてコンクリート打設の翌日以降とし、底版については、コンクリートの圧縮強度が、 $\sigma_{ck}=3.5 \text{ N/mm}^2$ 以上、側壁については、コンクリートの圧縮強度が、 $\sigma_{ck}=5.0 \text{ N/mm}^2$ 以上発現したときとする。

第7節 鉄筋工事（工事全般共通）

(1) 鉄筋及び溶接金網

鉄筋は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）の規定に、溶接金網は、JIS G3551（溶接金網）の規定に適合したものを各々使い、設計図書に示された形状、及び、寸法に正しく一致するように、材質を害さない方法で加工しなければならない。

(2) 鉄筋の組立

鉄筋は、正しい位置に緊結し、コンクリート打設前に監督員の検査を受けなければならない。鉄筋の組立にあたっては、必要に応じて、適当な組立用鉄筋を使用し、十分堅固にしなければならない。